

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： EU の VAT 制度にみる国境を越えた役務提供に係る消費税の改正動向

1. はじめに

近年、インターネットの普及に伴い、デジタルコンテンツの電子配信等が急増していますが、現在の課税制度では、国境を越えて役務の提供を行う国外事業者と国内において役務の提供を行う国内事業者との消費税負担の違いから生じる、国内外事業者間での競争条件の歪みが問題視されていました。

このような状況を踏まえ、2014 年 6 月 26 日の政府税制調査会（第 5 回国際課税ディスカッショングループ）では、「国境を越えた役務の提供に対する消費税」について、財務省の制度案が議論されました。制度案は、欧州連合（EU）の VAT 制度を参考に行っている部分が多いため、EU の VAT 制度を紹介しつつ、今後の消費税の改正動向を整理していきたいと思えます。

2. 現在わが国が抱えている問題点

わが国の消費税法において、役務の提供が国内で行われたかどうかは、「役務の提供が行われた場所」で判定することとされていますが、インターネット等を通じた国境を越えた役務提供については、その場所が明らかでないため、「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」で判定することとされています。

役務提供の内容		内外判定基準
役務提供の場所が明らか		役務の提供が行われた場所
役務提供の場所 が明らかでない	一定の役務提供（国際運輸等）	発源地又は到着地等
	上記以外	役務の提供を行う者の事務所等の所在地

従って、国内事業者が提供する役務には消費税が課税されますが、国外事業者が提供する役務には消費税が課税されないため、提供者の違いによって最終的な税負担に差異が生じています。

3. EU の VAT 制度

一方、EU の現行の VAT 制度では、国外（EU 域外）事業者が国内（EU 域内）事業者又は消費者に提供する役務については、その取引形態に応じて、それぞれ以下のように取り扱われます。

取引形態		課税地	納税義務者
BtoB 取引 (事業者向け取引)	受領者が VAT-ID ¹ を有する	サービス受領者の所在地 ²	サービス受領者 ³
	受領者が VAT-ID を有さない		サービス提供者
BtoC 取引 (消費者向け取引)			

4. わが国の消費税改正動向

EU の現行の VAT 制度を踏まえたうえで、現在、以下の消費税法の制度案が示されています。

(1) 仕向地主義への変更

¹ 課税事業者番号

² サービス受領者の所在地の税率が適用されるため、サービス提供者の拠点の違いによる VAT の税率格差は生じない。

³ リバースチャージ方式により、サービス受領者が VAT を申告納税する。

役務の提供が行われた場所が明らかでないものについては、現行の消費税法では、「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」で判定を行うことになっていますが、「役務の提供を受ける者の住所・居所又は本店・主たる事務所の所在地」で判定を行います。

(2) 現行の課税関係を継続する取引の明示

以下のような役務提供について、国外取引（不課税）となることを法令等によって明確化します。

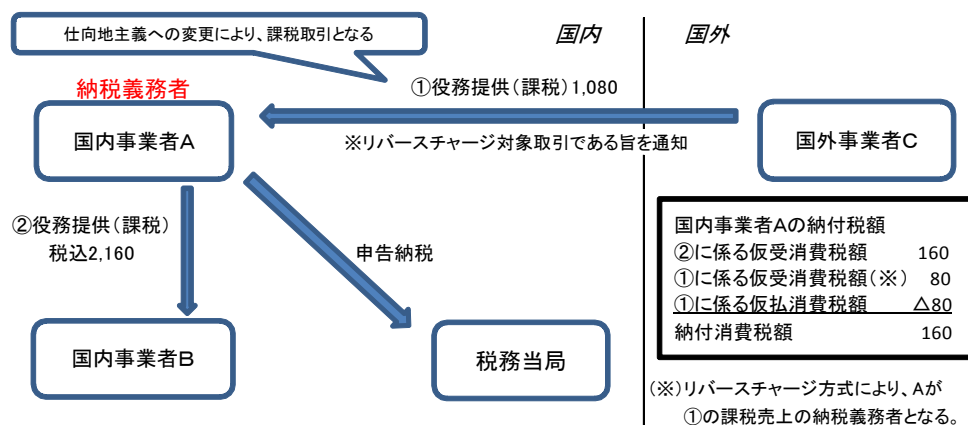
- ① 国外で行われる当該国外に関する情報の収集、整理若しくは分析等（その結果の提供を含む）
- ② 国外で行われる当該国外に所在する資産の取得、管理又は譲渡等に係る役務の提供（その結果の報告を含む）

ただし、一見、国外で完結しているような役務の提供であっても、国内において行われる役務の提供と一体で行われるものについては、国内外にわたる役務の提供等として、上記(1)において変更される内外判定基準により判定を行います。

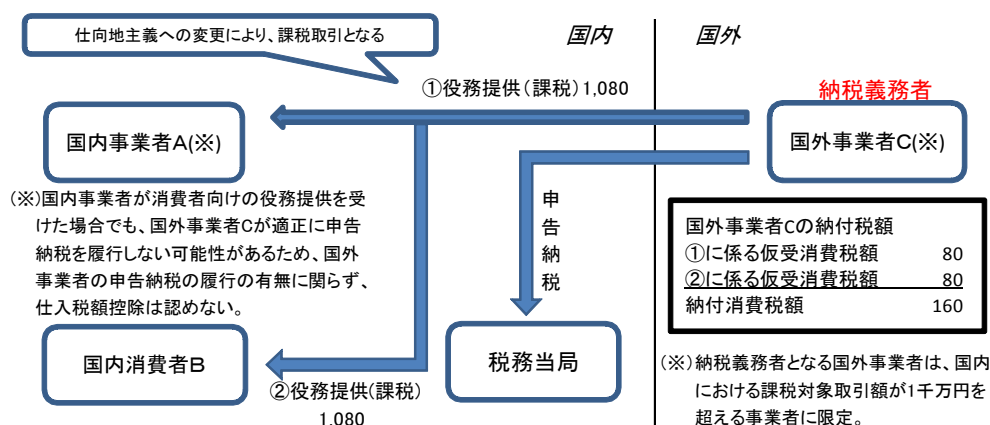
(3) 課税方式の見直し

国外事業者が行う役務の提供のうち、内外判定基準の見直しの結果、新たに国内取引となる役務の提供については、「事業者向け取引」と「消費者向け取引」のいずれに該当するかによって、それぞれ「リバースチャージ方式」と「国外事業者申告納税方式」により納税義務を課します。

① 事業者向け取引（BtoB取引）→「リバースチャージ方式」



② 消費者向け取引（BtoC取引）→「国外事業者申告納税方式」



お見逃しなく！

EUの現行のVAT制度では、サービス受領者にVAT-ID（課税事業者番号）を付すことにより、事業者向け取引と消費者向け取引を区別していましたが、わが国の現行の消費税法制度上では、課税事業者番号制度がないため、それぞれを以下のように定義しています。

- (1) 事業者向け取引・・・事業者向けのもの、事業者向けであることが明らかな取引
- (2) 消費者向け取引・・・消費者向けのもの、事業者向けであることが明らかなでない取引